

平成20年 第1回菊池市議会臨時会会期日程表（会期1日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月10日	月	本 会 議	開会宣告・開議 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 閉会宣告

平成20年 第1回菊池市議会臨時会会議録（目次）

11月10日（火曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第1号	7
2. 本日の会議に付した事件	7
3. 出席議員氏名	7
4. 欠席議員氏名	8
5. 説明のため出席した者の職氏名	8
6. 事務局職員出席者	9
7. 開 会	10
8. 諸般の報告	10
9. 開 議	10
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
11. 日程第2 会期の決定	10
12. 日程第3 議案第114号上程・説明・質疑・討論・採決	11
12. 日程第4 議案第115号上程・説明・質疑・討論・採決	13
14. 日程第5 報告第15号から報告第16号まで一括上程・報告	26
15. 閉会	28

平成20年第1回菊池市市議会臨時会

議事日程 第1号

平成20年11月10日（月曜日）午後1時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第114号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号））

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第115号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第6号）

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

一括上程・報告



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第114号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第4号））

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第115号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第6号）

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

一括上程・報告



出席議員（26名）

1番 東 裕 人 君

2番 泉 田 栄一朗 君

3番 森 清 孝 君
 4番 藤 野 敏 昭 君
 5番 樋 口 正 博 君
 6番 二ノ文 伸 元 君
 7番 中 山 繁 雄 君
 8番 水 上 博 司 君
 9番 三 池 健 治 君
 10番 怒留湯 健 蓉 さん
 11番 坂 本 昭 信 君
 12番 隈 部 忠 宗 君
 13番 奈 田 臣 也 君
 14番 葛 原 勇次郎 君
 15番 木 下 雄 二 君
 17番 森 隆 博 君
 18番 山 瀬 義 也 君
 19番 本 田 憲 一 君
 20番 栃 原 茂 樹 君
 21番 松 本 登 君
 22番 工 藤 恭 一 君
 23番 境 和 則 君
 24番 北 田 彰 君
 25番 外 村 國 敏 君
 26番 徳 永 隆 義 君
 27番 横 田 輝 雄 君

欠席議員（1名）

○
16番 坂 井 正 次 君

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希 八 郎 君
企 画 部 長	石 原 公 久 君
市 民 部 長	村 山 隆 君

經 濟 部 長	後 藤 定 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	松 岡 敬 二 君
旭志総合支所長	中 村 榮 光 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
企画部首席審議員	木 村 靖 弘 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	山 田 浩 文 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
水 道 局 長	三 牧 茂 君
監査委員事務局長	大 塚 茂 幸 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 木 精四郎 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
主 任 主 事	荒 木 崇 之 君
主 任 主 事	吉 里 文 子 君

午後1時30分 開会



○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

こんにちは。着席をお願いします。

ただいまの出席議員は26名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回菊池市議会臨時会を開会します。



○議長（北田 彰君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

9月26日から27日にかけて、全国ポート場所在市町村協議会第4回議長会懇話会が岐阜県海津市において開催されましたので、副議長に出席をお願いいたしました。

10月2日から3日にかけて、第238回熊本県市議会議長会が玉名市で開催されたので副議長と一緒に参加して参りました。

次に10月15日から16日にかけて、全国市議会議長会研究フォーラムが北海道釧路市で開催されましたので出席しました。

10月26日には、首都圏七城会総会が東京都霞ヶ関ビル会議室で開催されましたので、本田経済常任委員長に出席をお願いいたしました。

また、10月28日から10月29日にかけて、九州市議会議長理事会が宮崎市で開催されましたので出席しました。

次に、10月31日から11月1日にかけて、広域行政圏市議会協議会が全国都市会館で開催されましたので出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。



午後1時01分 開議

○議長（北田 彰君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、徳永隆義君及び横田輝雄君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日の1日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。



日程第3 議案第114号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算―第4号)

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、議案114号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 皆さん、こんにちは。本日、平成20年第1回菊池市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。午後からの会議となりましたが、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案第114号、専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、本市簡易水道事業等特別会計におきまして緊急を要する事案が生じたので、地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたものです。内容の詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、慎重審議の上、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） こんにちは。それでは、議案第114号を説明いたします。議案の1ページをお願いしたいと思います。議案第114号、専決処分の報告及び承認を求めるところについて説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるところでございます。

開けていただきまして、2ページでございますが、専決第14号、専決処分書でございます。

4ページをお願いします。平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算第2号でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ820万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,028万6,

000円とするものでございます。

今回の補正は旭志新明の妻越区にあります、旭志簡易水道西部第1水源池の取水ポンプが、本年9月18日に突然故障しましたため、現在、急遽仮設ポンプを律することにより、応急的に対応しておりますけれども、その復旧のための経費でございます。

8ページの事項別明細で説明をいたします。8ページの上段が歳入でございます。款6繰入金、目2基金繰入金820万6,000円の補正は、今回の補正財源として基金を充当するものでございます。下段が歳出でございますけれども、款1総務費、目2事業費820万6,000円の補正のうち、工事請負費、一番下段になりますけれども、718万2,000円は故障しました取水ポンプを新しいものに取り換えるものでございます。併せまして、現在の揚水管が、設置後約40年が経過し、老朽化によりまして、揚水管本体及びつなぎて部分のさびによる劣化が著しく、今回揚水管についてステンレス製で施工するものでございます。

そのほか、修繕料53万5,000円の補正につきましては、ポンプ室及び電気室の基礎部分の傷みが激しく、その部分の修復、補強のための修繕料と、使用料及び賃借料48万9,000円は取水ポンプを新しい品と取り換えるまでの期間、約1ヵ月分の仮設ポンプリース料でございます。

以上、議案第114号の説明でございました。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第114号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。お諮りします。議案第114号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は原案のと

おり承認することに決定しました。



日程第4 議案第115号 平成20年度菊池市一般会計補正予算（第6号）

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4議案115号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま上程されました議案第115号についてご説明申し上げます。

先の定例会におきまして、原油価格の高騰に端を発する経済不安に対応するため、本市独自、あるいは県事業と連携した支援策を一部講じたところがございます。今回、燃油、飼料、原材料等の価格上昇によります地域産業への影響を少しでも緩和するため、事業を営まれる個人及び法人に対しまして、固定資産税のうち事業用資産である償却資産を算定基礎とした地域通貨による支援策を実施するものでございます。また、農業者に対する緊急支援対策として地域特産物産地づくり支援対策事業及び施設園芸省エネルギー化緊急対策事業を県の単独事業として実施するため、併せて補正をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましては慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案第115号、11ページになりますけれども、開けていただきたいと思います。議案第115号、平成20年度菊池市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

開けていただきまして、12ページでございますけれども、平成20年度菊池市一般会計補正予算第6号でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,714万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ220億100万2,000円とするものでございます。

18ページの事項別明細で説明をいたします。上段が歳入となりますけれども、款15県支出金、目5農林水産業費県補助金362万5,000円の補正は地域特産物産地づくり支援対策事業及び施設園芸省エネルギー化緊急対策事業に伴う県補助金。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金1,351万8,000円の補正は、今回の補正財源として財政調整基金繰入金を充当するものでございます。

下段が歳出でございます。款5農林水産業費、目3農林振興費362万5,000円の補正は農業者に対する熊本県の単独事業として実施されます、燃油高騰に伴います緊急対策事業でありまして、地域特産物産地づくり支援対策事業と、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業の2つの対策事業に対する補助事業でございます。

まず、地域特産物産地づくり支援対策事業補助金でございますが、これは201万2,000円の補正になります。熊本県の地域特産物でございます葉タバコ、茶、そばをはじめ、小豆、粟、キビ、また菜種、シモン芋、ヤーコン等の薬用作物のブランド化を図るため、生産から販売に至るまでの推進事業及びそれに係る必要な条件整備など、総合的に実施することを目的とする補助で、菊池北部たばこ共同乾燥組合への乾燥調整自動制御機9台と、小野崎共同機械利用組合への高架型たばこ作業機1台を導入するもので、補助率は3分の1以内となっております。

また、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業補助金161万3,000円の補正は、燃油高騰により加温を必要とします施設園芸農家へ、本格的な暖房シーズンに向けて施設園芸における省エネルギー化対策をより一層緊急的に進める必要があることから、省エネ効果の高い園芸施設の内張に使用する空気層のあるフィルム等の省エネ資材の導入を支援するためのものがございます。

今回の補助対象となる組合等でございますが、七城地区の七城園芸、清泉の花出荷組合、七楽の里、加恵・本村スナップエンドウ部会、エコグリーン生産組合、それにJA菊池花き部会に対する補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、一番下になりますけれども、款6商工費、目1商工総務費1,351万8,000円の補正でございますが、原油価格等の高騰に伴います本市独自の緊急支援措置として、固定資産税の償却資産相当の一部を算定基礎として算出した額を地域通貨「一会（いちえ）」により交付するため、事務費17万1,000円を含む額を、事務を行います菊池市地域通貨実行委員会に対し、補助金を交付するものがございます。

今回、原油価格等の高騰に伴います燃油、飼料、または原材料等の価格の上昇によります深刻な影響を緩和する緊急支援措置の一環として、市内に事業所を有する者、または市内に本所を置く事業所に対しまして、償却資産に対して課税されます税額の20%相当額、ただし上限額を10万円とする緊急支援策を地域通貨「一会」にて交付する方法により実施するものがございます。

対象者は市内の641の個人及び法人事業所で、内訳といたしまして個人が3

87名、交付額にしますと601万4,500円一会でございます。法人が254社で、交付総額が733万2,500円一会となっております。

この実施に当たりましては、菊池原油価格等高騰に伴う緊急支援に係る地域通貨実施要綱を定めることといたしております。その主な内容でございますけれども、第1条が今回の緊急支援の目的で、原油価格等高騰に伴う緊急支援措置の一環として支援を地域通貨一会にて交付し、地域経済の活性化に寄与することを目的といたしております。

第2条が交付対象者でございます。1つに市内に事業所を有する者、また、市内に本所を置く事業所。2点目が平成20年度固定資産税を平成21年2月27日までに完納していること。

第3条が交付額等でございます。交付額は償却資産の課税標準額から算出した固定資産税相当額に20%を乗じて得た額として交付するものです。ただし、先ほど来、説明しておりますとおり交付額の上限を10万円といたしております。交付額は500円単位とし、端数につきましては、その端数が1円から499円につきましては500円に、501円から999円までにつきましては1,000円に、いずれも切り上げることといたしております。

第4条が交付方法で、500円を地域通貨500一会とし地域通貨を交付することといたしております。

第5条が申請及び申請期間でございます。所定の様式により市長に申請し、申請期間を平成20年12月8日から平成21年2月27日までと定めております。

その他といたしまして、プレミア付きの地域通貨一会につきましては、未使用分は換金することができるとなっておりますけれども、この償却資産に対します緊急支援措置として交付します地域通貨一会につきましては、使用期間内に使用されなかった場合においては換金することができないことといたしております。

以上、議案第115号の説明でございました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

東 裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） こんにちは。議案第115号、一般会計補正予算のうち、菊池市原油価格高騰に伴う緊急支援措置について質疑を行います。

説明でもありましたが、今回の措置の対象者は個人で387、法人254、計641件であるとのことですが、では、本市の事業者は全体でどのぐらいあるのか、まずはじめにお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 本市の事業全体はどれくらいあるのかということでございますけれども、平成18年度の事業所企業統計調査によりますと、平成18年の事業所の数は2,316カ所事業所でございます。今回の緊急支援対策の対象事業者数が641件ということでございますので、率にしますと27.68%が対象となっております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 全事業所の本市の事業者のおよそ3割弱にすぎないということになります。では、今回の支援措置の趣旨で掲げている「深刻な影響を受けている市民」とは一体誰でしょうか。償却資産税課税事業者だけではないと、私は思いますが、いずれにしろ極めて限定された対象者に対する支援措置が、はたして緊急経済対策に値すると考えているのかどうかお聞きします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の原油価格等高騰に伴います緊急支援につきまして、原油価格の高騰、特に燃油、飼料、または原材料等の価格の高騰は地域経済を支える農業、工業、商業の事業活動そのものに直接影響を与え、事業活動の活力を低下させ、地域経済の活力を奪ってしまう可能性が高く、さらに市民生活に影響を及ぼすことが懸念されております。この影響を緩和する措置として償却資産を直接事業の用に供されている農業、工業、商業事業者等に対しまして、地域通貨一会による緊急経済対策を講じるものでございます。

本年9月議会におきまして、飼料・燃油高騰に伴います農林業者への融資制度を可決いただいておりますし、また、今回の補正でお願いいたしておりますように、熊本県も独自による農業者に対する金融支援を打ち出しております。また、国におきましても漁業者、運輸及び運輸操業者等への支援も行っております。それぞれの業種単位で緊急の経済対策を打ち出しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東 裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） では最後に、税の公平性の問題でお聞きします。

例えば、国保の問題で議論すると、必ず税の公平性・平等性が言われて、世帯

の半数が国保世帯であっても、一般会計からの繰り入れは抵抗されるわけです。では、なぜ、償却資産税課税事業者641件にだけ、1,300万円を超える支援措置をするのか。償却資産税とは関係ない多くの市民との不平等をどうするのかお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、国保会計の件でございますが、6月議会において税率改正の時にいろいろな国保の議論をいただいたところでございますけれども、その中においても、財政調整基金が底をついた場合についてのお尋ね等があったところでございますし、健全な国保の会計を運営していくためにも、一般会計を繰り入れることも念頭に置く必要があるというような形でご答弁を申し上げたところでございます。

今回、償却資産とは関係のない市民の方の不平等をどうするかということでございますけれども、原油高で物価の高騰や所得の目減り等生活に深刻な影響を与えているものについては、菊池地域通貨一会を発行して景気対策を講じるところでございます。

今回の緊急支援対策は事業所、事業所の方が原油価格の高騰により経営が圧迫し、非常に苦しい経営を余儀なくされている状況にあることにかんがみ、直接事業に使用されている償却資産税相当額の20%の税額相当分を算定基礎として算出した額を、地域通貨一会により交付するものであり、不公平は生じないものと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） それでは、先ほど東議員のほうから質疑がございましたが、大体ダブるところもございまして、商工費の款6、項1の商工費1,351万8,000円ですか。この菊池市原油価格高騰に伴う緊急支援措置について趣旨は先月の21日ですか、説明がありました。その時も少しお伺いはしましたけれども、まず償却資産の課税標準の総額が150万円以上の課税標準とは、地方税法の349条の2の課税標準を指すのか。それと、その時の説明では、平成20年12月26日までということでしたが、ただいまの説明では2月の21日。長くなったのはなぜか。それと、全く東議員がおっしゃったように、税の公平性から言えば、事業用の償却資産税、事業用であれば家屋もいろいろあるわけです。それで、この趣旨の目的、「昨今の原油価格高騰による燃油、飼料、または原材料の価格が

上昇し」ということで、これは全く事業所償却資産と関連して比例しているのか。ほかの税もあるわけです。本来であるなら、私はやはり所得が必ず、いろいろ経費が高騰して高くなったなら所得が減少すると。普通の減免であれば、向こう3年間の平均をとって3割以上のところは減免措置やりますよと、住民税等ではそういうものがあるわけです。だから、その適正な固定資産の事業用の償却資産だけと結び付くのは、はたして公平性があるのか。先ほど説明がありましたけれども、やはり納得がいきませんので。

緊急措置をするのがいけないということではございませんが、この件について、まず3点、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目が150万円でございますが、150万円以下につきましては償却税の対象になりません。免税点以下ということになりますので、150万円以上の方が課税対象になって、その分の20%という形になります。

また、2点目の長くなった理由でございますけれども、内容を精査しますと、やはり昨年状況を比較、調査しましても、若干納期を遅れてお納めになって、年度内は納付されているという方も1割程度おられます。実質、この例会でもいろいろなご質疑をいただいたところでございますし、なぜ12月、納められない人が、遅れる人がいるではないかということでの質疑もあったところでございます。内部的にいろいろな精査をしますと、恐らく11月末の納期に対して12月で終わられる方は、前年度をみますと約9割の方が12月までに納められると。ただ、8%ぐらいの方が年度内に納付はされておりますけれども、いわゆる翌年の1月、2月ごろまでに納められておられる。ですから、それを延ばすことによって、昨年と比較しますと、約98%程度の方がその内に納められるということでございます。あと残りの2%の人たちを、内容を見てみますと、もう昨年2年続き、また3年続きで未納されている方が2%ほどおられます。

そういう形で、日にちを延ばすことによって、納付された方に対しての救済措置といいますか、臨時支援が拡大されるということの中で、2月27日までに2ヵ月間延ばしたところがございます。プレミア付きの一会のほうも、12月1日と、また2月1日と2回に分けて実施するようなことで、今、計画されておりますので、一部はそれに対応できるような形にするためにも、2月末という形で延期したところがございます。

それと、3点目でございますが、なぜ事業用資産なのかということでございますが、今回の燃油高騰そのものが、やはりいろいろな事業展開をしている方に圧

迫がきているというようなことで、検討を始めたところでございます、その中でどうすればそういう事業展開者について、個人、法人ともに緊急支援的なものができるかということの到達点が償却資産ということでございますので、償却資産につきましては、個人も使える、農業、商業、工業も、事業を展開しているすべての人が対象者になるということで、事業用資産、いわゆる償却資産という形の着眼点になったところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 栃原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） 349条の2項については何ら説明がなかった。ただ、償却資産税の課税標準の20%ということであったから。3回しかないので質問がされなくなる、同じことを言わなければならなくなるのですね。

それと、税の完納を促進するためという目的は何も言っていないですね。だったらそういう、何か税を払わないとやりませんよという気持ちはわかります。それがありありと出ております。目的の趣旨の「燃油、飼料、または原料の価格が上昇し、市民の生活に深刻な影響を及ぼした」という、その観点からこの緊急措置をやるのであれば、税の完納とは何も関係はないわけです。この目的の趣旨から読み取れば、併せて税の完納の促進を図るなどは言っていないわけです。

やはり目的があるならばそれによって、気持ちはわかります、なるだけ滞納が少なく、これがあると払われるということは。しかし、東議員が言うように、目的はあくまでも緊急措置としてやるのですから、そういうところの履き違いがないようにしないと、行政はただ自分たちのために併せて完納の促進もやろうと、そういうやり方では公平さが、本当の目的を達成していないということになるわけです。すべてが完納になるというようなこともおっしゃっていましたが、結果論見て完納になっていけば、何も関係ございませんけれども。

それと、次は、償却資産税の対象ですから、例えばリースハウスが七城にやっております。40件ほど、町の事業主体ですから、これは実際償却資産税としては個人には掛かっておりません。しかし、使用料として町に納めているわけです。だから償却資産税といえは償却資産税ではないわけで、実質はそういう形になっている。こういうのは、この今の趣旨からいろいろ考えてみますと、実際燃油の高騰は暖房も40軒みんな入れております。それからその次はメロンドーム、その中に農協もやっております。それからメロンドームも事業主体でやっておりますが、これは大体事業主体が払うのが、課税するのが原則論としては事業主体ということですが、何か個人が申し込んだのは個人に課税されているというふうに

も聞きますが、このあたりはどうなるのか。

本来の趣旨と、償却資産であるならば、それを導入しているわけです。町でやっているのは、まず初年度に40名やっておりますから、まだ11年来ておりませんから、これは個人にはなっておりません。市の資産になっております。だから、そういうのは、実際は税金を払っているのと、償却資産を払っているのと同じだけれども、市に償却資産税は掛かりますから、これは0ですね。しかし、使用料はとっている。メロンドームについても個人に掛かっていたら、今回の算定に算入されるでしょうけれども、メロンドームということになればメロンドームにいきます。農協といえば農協に課税されます。だから農協がこの恩恵を被る。これは限度が10万円ですからなんですが、計算の算定としては、それは部分的に言えば10万円の中に入るわけですから。そういうことについてはどうお考えになっているか、明確にお答えを。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の351条の件でございますけれども、これは固定資産税の免税点ということでございまして、償却資産にあたっては150万円未満に満たない場合においては固定資産税を課することができないということで、その条項にのっとった150万円でございます。

2点目が、補助金、いわゆる税が完納が条件ということでございますけれども、今回も実行委員会のほうに補助として交付するわけでございますが、市が行う事業については、その多くが税の完納が必須の条件であるということでございまして、あくまで納税促進のためということではなくて、少なからず市の税を原資として出す場合においては、税の滞納者は除くというのが多くの補助要綱の中にございます。市としてはいろいろな状況下を見て、そのような形に判断したところでございます。

また、3点目のリース関係でございますけれども、あくまで課税客体は誰かということでございます。当然、JAの場合も、今回対象になっておりますし、JAについても遡求課税された分につきましても対象になっているということでございます。そういう形で、課税客体は誰が課税客体、納税者なのかという形を基本にいたしております。いろいろな、おっしゃられたような若干の考え方の違いの部分はありますかと思っておりますけれども、今回、多くの方に支援ができるような方法の1つの施策として、償却資産という形の事業展開者に対する緊急支援を行うということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 梶原茂樹君。

[登壇]

○20番（栃原茂樹君） 免税点が150万円だからということだけおっしゃいますけれども、結局課税標準額を150万円以上の課税標準額に1.4を掛けて税額相当ということですから、私が言っているのは、根本の349条の2の、1月1日現在の償却資産の証書に課税標準というのは決定されるわけです。それによってやるのかどうかということ聞いたわけです。だから、免税点はわかっているんです。その後を算定するのは150万円以上に算定するわけですから。

それと、税の不公平について、決して完納の云々ではないということをおっしゃいましたけれども、まさにそれは固定資産の償却資産税を払っていないならやらないということですから、それは税を減免するという形で地域通貨ということですか。だから、償却資産税の減免ということになれば、私はそういうことでなくして、ただ基準を償却資産税にとったというだけだろうという解釈を持っておりました。償却資産税の減免をやりたいというなら、地方交付税はどうなりますか。本来ではこの形でいけば、算定の基礎から、ならんだろうとは思いますが、直接減免したらなると思いますが、考え方は全くそれと同じですから。固定資産の償却資産税を市独自で減免をするということは、国からもらう交付税の算定の中には、取れる税を取らなかったということですから。考え方が、逃げるためにそういうふうな地域通貨にやったのか、その辺りも聞かせていただきたいと思います。

あとのもろもろなことは、いろいろ聞いておりますと同じことですから、私はこれが反対というようなことではないけれども、一番公平なのはこれでいいのか。先ほど申し上げましたとおり、農協と町が持っているのは、40名というのは、目的からして全く外れているからです。これはもう、暖房もたいて、どんどんメロンとかいろいろ作っているんですから、一番この高騰の打撃は受けているわけです。しかし納税義務者ではないということで駄目ですということだから、公平ではないではないですかと。やはりそれをくみ上げるのが行政の仕事ではないかと思うわけです。

そして、ここに10月21日にもらったものに、目的がびしゃっと書いてありますから、だったらもう少し私たちにわかりやすく、21日の時、「かれこれ、こうこうは、いろいろ矛盾がありますけれどもやりません」というようなことを言ってもらえば、その時でも言えたわけです。だから、やはり税は公平を欠いたら全くだめですから。

以上について、もう1回お答えを願います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 償却資産税の減免というようなお尋ねがありましたけれども、当初の考え方としては、やはり事業主に対していろいろな圧迫がきているということで、償却資産税の還付をもってというのも1つのスタートになったわけでございます。ただ、税の還付ということになると、非常にいろいろな問題が、手続き上の問題もあるし、事務的な煩雑も増えてくるという部分がありまして、今回は償却資産税を算定基礎とした額を一会でということでございますので、考え方によっては税の減免ではないかということでございますけれども、そこにつながる部分がございますけれども、スタートラインはそうございました。

ただ、現実的には税の還付というよりも、やはり今、経済効果のために発行予定であります一会により、今、共同歩調をとって支援策をしたほうが、より効果的になるという観点から、結果的には税の還付ということではなくて、事業用資産の償却資産税の課税標準額から算定した額を基礎としてという額の決定をしたところでございます。

農業者の方にもいろいろな農業形態があるということがございますが、先ほど補正予算の中でも説明いたしましたように、県でも農業独自のハウス関係の方に対する組合への補助事業というのを緊急支援対策といたしておりますし、いろいろな角度からの支援というのが今回に必要なかというふうに考えておりますし、その1つが事業主に対して、個人、法人に対しての菊池市の支援策ということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○20番（栃原茂樹君） 3回だから終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。樋口正博君。

[登壇]

○5番（樋口正博君） 議案115号で、栃原議員と一緒になんですが、商工費の部分で1つだけちょっとお伺いをさせていただきます。

今、議論にもありましたが、還付ということであれば、既に納められたのを戻すというものの考え方がありますが、減免であれば先行してそれを免ずる。今、自民党が出しています定額減税の場合は給付をするという表現なんですけど、今回、交付をされるということで、総務部長、ご説明がありました。この交付という言葉のもつ意味というか、お考え方をお聞かせいただければと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 交付という言葉を使ったのは、実行委員会、補助金を交

付するという形で使わせていただきました。実質的には、事務手続き上は実行委員会も内部的に事務局がございますので、事務的にはいろいろな還付、もしくは減免というの今まで議論はしてきたところをございます。税の還付というのがスタートでございまして、事務手続き上、それと事務上、いろんな難しさがあるということで、今回、こういう形になったわけでございまして、それに対する交付先が実行委員会に交付するという形のもので、一会に対する、事務する、委員会への補助金を交付するという形で、今、交付を使わせていただいたところをございます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 先ほどの栃原議員のほうからの関連でございしますが、七城町は合併前にハウスリース事業ということで、行政の財産ということでハウスリース事業、40名の方がやっておられます。その後、メロンドームの事業主体ということで、23名の方がやっぱりそういうハウス事業の観点でやられておられます。今度の補正予算につきましては、燃油高騰のためにということで部長のほうから説明があつておりますが、それをしたら不公平になってきますので、その関連についてどうお考えか、それとも何かの救済を考えておるのか、もう一度お尋ねします。

○議長（北田 彰君） 本田議員、議案について言ってください。

○19番（本田憲一君） 一般会計の議案第115号の、先ほどの栃原議員の関係につきまして、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） ハウスリース事業につきましても、課税客体がどなたになるか、納税義務者がどなたになるかという形のとらえ方でいたしております。当然、いろんな納税の形態があろうかと思ひますけれども、それが使用料として払われている部分もあるかと思ひますけれども、ただ、こちらからの対象者というのは、あくまで償却資産の課税客体に対して、その課税標準額を算出した税額をもって一会で交付するというところでございますので、おっしゃられるようないろんな事業展開をされている方で、150万円以下の方も、実は燃油を使われておるわけでございますけれども、今回、そのような条件と要項の中で決めさせていただいたところでございますし、あくまで課税客体はどなたかかということで、課税客体に対しての税を基に算出したものを納税義務者に交付するというようなことでございます。

また、ほかに独自のということですが、先ほど来、いろんな利子補給とか、いろんな各業種に対する国・県あたりの支援策もあっているところがございます。これが、それをしたから全部の対象者が満足するかという、これもそこまではないと思いますけれども、主たる、やっぱりそういう緊急に必要なところについては、というようなとらえ方で今回いたしております。ただ、市独自というのは、今のところは利子補給等を独自でいたしておりますけれども、今後について、何か必要な部分が出てくるとすれば、やはり検討しなければならないと思いますが、現在のところはこの事業主さんに対することを基礎とした額の支援という形で、現時点ではそこまでしか言及は出来ないというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 今、部長のほうから課税対象者ということで、行政財産になっておると。そうすると、メロンドームの場合は、事業主体がメロンドームですので、メロンドームのほうに課税のほうがなると言われたんですけど、その課税の中に、やっぱり農家のほうに利用料金として入っていると思うのです。その税も、メロンドームの場合は。そういう形になってくると、結局、利用料金と名称が変わるだけであって、そういう形になってきますと、実際、今度の、これは燃油高騰というのがメインですから、それに対しては、やっぱり全然こう、かけ離れてくるのではなかろうかと、私は思うんですね。だから、やっぱり、燃油高騰に対してのこういう形でやってくるなら、その利用料金を、例えば、なら利用料金の値下げをすとか、いろいろなってくる可能性も出てくるかもしれませんが、ただ、この緊急対策ですから、早くやらないかんですから、この場合、やっぱり何とかそういう形で救済する方法を、僕はもう一度検討してもらいたいと思います。その点について、もう一度お伺いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の緊急支援策につきましては、先ほど来、何回も申し上げますように、償却資産の対象とした人と、納税者という形に限定させていただきたいというふうに思いますし、そのほかの利用料金についてについて、何かないかということですが、現時点でそれを救済しますとか、そういうことは、ここでは言えないというふうに思います。やはりいろんな角度から、やはり緊急支援が必要な分は、国・県を含めて、市もいろんな施策の中で支援できる分は、やはりしていくべきというふうに考えております。具体的にというこ

とでとなると、ここではちょっと、現時点ではまだそこまでいっていないと、検討していないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 本田憲一君。

[登壇]

○19番（本田憲一君） 3回目ですけど、やっぱり、みんなに燃油の高騰でこういう対策をやるというのは、不公平感のないように、行政のほうも検討を何回やられても結構ですから、また、その後でもいいですから救済のできる方法を、よろしく願いしておきます。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで質疑を終わります。

議案第115号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。東 裕人君。

[登壇]

○1番（東 裕人君） 議案第115号一般会計補正予算について反対討論を行います。

償却資産税を納めている事業者641件にだけ、お金の代わりに地域通貨で1,300万円を超える税金を配布するやり方は、緊急支援措置の趣旨に照らしても、税の公平性に照らしても、私は適切ではないと考えます。641件というのは、本市事業者の3割弱、この極めて限定されたところに1,300万円、上限10万円、しかも10万円もらえる人も25人だけ、このような補助を行うことが緊急経済対策に値するとは考えられません。今回の措置の趣旨が言われるような深刻な影響を受けている市民の負担軽減であるのなら、なぜ、一握りの対象者だけに限るのか疑問であります。自治体は、原油高騰、景気悪化から一握りではなく、すべての市民の暮らしを守ることをもっと考えるべきであり、公平性・平等性にも疑問がある今回の措置、補正予算には納得できないことを述べて、反対討論を終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、議案の賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

討論がありましたので、起立によって採決をします。

お諮りします。議案第115号について、原案のとおり可決することに賛成の方、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。



日程第5 報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第5、報告第15号から報告第16号までの2議案について、一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

総務部長、緒方希八郎君。

〔登壇〕

○総務部長（緒方希八郎君） それでは議案の21ページ、報告第15号並びに23ページになりますけれども、報告第16号の専決処分の報告について、一括して説明を申し上げます。いずれも、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

まず、21ページの報告第15号の専決処分の報告についてでございますが、開けていただきまして22ページをお願いします。

専決第13号、専決処分書です。事故の発生日が平成20年9月1日、相手方は記載しているとおりでございます。事故の概要でございますけれども、相手方の車両が七城町の市道内島三町線を走行中、道路側溝のグレーチングに接触し、跳ね上がったために車体の裏側を破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額8万5,806円。決定事項といたしまして、本件の事故に関する一切の損害賠償として、上記の金額を支払い、今後いかなる事故が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないものとするということでございます。

次に、右側の23ページでございますけれども、報告第16号、専決処分の報告についてでございますが、これにつきましても、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものです。

24ページ、最後のページになりますけれども、専決第15号でございます。専決処分書でございます。

発生日が20年の7月27日、相手方は記載のとおりでございます。事故の概要でございますが、相手方車両が泗水町の市道、北岸線を走行中にアスファルトの穴に左側の前輪、後輪ともに入り、タイヤ及びホイールを破損し、損害を与えたものでございます。損害賠償の額7万2,940円、決定事項として報告第15号と同じでございます。

以上、報告15号及び報告第16号を一括してご説明申し上げました。

○議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。

報告第15号及び報告第16号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもちまして、第1回菊池市議会臨時会を閉会します。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議長 北 田 彰

菊池市議会議員 徳 永 隆 義

菊池市議会議員 横 田 輝 雄

平成20年第1回定例会付議事件一覧および審議結果表

(11月10日議決)

議案番号	議案名	結果
議案第114号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成20年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 -第2号)	原案承認
議案第115号	平成20年度菊池市一般会計補正予算(第6号)	原案可決
報 告		
報告第15号	専決処分の報告について	原案報告
報告第16号	専決処分の報告について	原案報告